

榊水高原リフト
榊水フィールドステーション
指定管理者業務仕様書

令和7年10月
伯耆町

桧水高原リフト、桧水フィールドステーション指定管理者業務仕様書

桧水高原リフト、桧水フィールドステーション（以下「桧水高原リフト等」という）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、桧水高原リフト等の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理運営の基本的な考え方

- (1) 桧水高原リフト等は、伯耆町の観光振興の拠点となる施設であり、町内及び大山周辺の観光関連施設及び観光協会などと連携して伯耆町全体の観光振興につながるよう管理運営を行うこと。
- (2) 桧水フィールドステーションは、観光案内、休憩所としての利活用を図るとともに、地場産業の振興促進も図ること。
- (3) 桧水高原リフトと桧水フィールドステーションと一体的かつ効率的な運営を行うこと。
- (4) 集客を図るため施設などのPRを行うこと。
- (5) 地元住民の雇用につとめること。
- (6) 町、学校などの公共団体および観光協会のイベント、行事に協力すること。

3 法令等の遵守

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
- (3) 伯耆町索道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第148号）
- (4) 特殊索道係員の職制、職務、運転取扱及び設備整備規則（平成17年規則第107号）
- (5) 桧水フィールドステーション条例（平成17年条例第146号）
- (6) 桧水フィールドステーション規則（平成17年規則第104号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) 伯耆町情報公開条例（平成17年条例第8号）
- (9) その他関係法令

業務に当たって、食品衛生法、自然公園法、消防法、水道法、労働基準法などの関係法規を遵守すること。

4 各施設の概要及び管理運営内容

《桧水高原リフト》

(1) 管理施設の名称、所在及び概要

名 称	桧水高原リフト（第2リフト、第3リフト(観光リフト)）
所在地	伯耆町大内 1067 番地 2 外

面積 敷地面積 127,530 m²
建物面積 スキーセンター (107.40 m²)、車庫 (132.03 m²)、監視所 (6.65 m²)
管理棟 (24.74 m²)、出・改札所 (6.64 m²)

施設概要 主な施設内容

第2リフト (延長558m、輸送人員1,200人/時)
第3リフト (延長499.77m、輸送人員780人/時)
スキーセンター 1棟 (107.4 m²)、車庫 (132.03 m²)、管理棟 (24.74 m²)
出・改札所 (6.64 m²)、監視所 (6.65 m²)、圧雪車 1台、スノーモービル1台
乗用モア 1台、照明施設 (コン柱12本、照明器具57個)

(2) 業務の内容

1) 運転期間

観光リフト 4月中旬～11月下旬
スキーリフト 12月中旬～3月中旬(積雪の状況により変更あり)

2) 運転時間

観光リフト 午前9時00分～午後5時00分
スキーリフト 午前9時00分～午後5時00分
ナイタースキー 午後5時30分～午後10時00分
※ただし、営業時間については、協議により変更可

3) 定休日

観光リフト 火曜日
スキーリフト 無休

※ただし、定休日については、協議により変更可

4) 管理運営業務の内容

①施設及び設備の適正な管理を行うとともに、最低限、次の保守管理を行うこと。

桧水高原リフト

- ・索道(リフト)点検
- ・浄化槽保守点検
- ・電気工作物点検
- ・圧雪車(1台)、スノーモービル、乗用モア点検

桧水フィールドステーション

- ・浄化槽保守点検
- ・消防施設点検
- ・ボイラー保守点検

②スキー場等のオープン前、クローズ後の準備、片付

キッズコーナー、搬器の取付、取外、防護ネット等の設置、観光リフトの準備、ゲレンデの草刈などの整備

- ③観光リフトの管理・運行业務及び観光リフトシーズンのゲレンデの草刈
- ④リフトの運行、リフト券の印刷、販売、改札及び利用料金の徴収
- ⑤運輸局及び中国索道協会に提出する書類の作成、提出
- ⑥桧水高原展望台の望遠鏡の管理及び遊歩道の整備
- ⑦自然公園地内の清掃・美化推進
- ⑧次の保険に加入すること。

施設賠償責任保険（観光リフト、スキーリフト、ゲレンデ）

雪上自動車保険（任意、自賠責） 1台分

スノーモービル自動車保険（任意、自賠責） 1台分

乗用モア軽自動車保険（任意、自賠責） 1台分

スキー場管理職員の傷害保険

- ⑨施設の安全管理について鉄道法により次の技術者を設置すること。（運輸局へ報告義務あり）

ア 安全統括技術者（法律改正により平成18年10月1日から設置義務）

・・・3年以上のリフト安全管理経験者でかつ事業運営の重要な決定に参画する地位のもの

イ 索道技術管理者・・・索道の維持管理業務に3年以上の実務の経験者。

- ⑩施設の維持管理及び利用者の接遇、事故防止などについて研修を実施すること。

- ⑪従業員の雇用について

リフトなどの臨時的従事者の雇用について、できるだけ町内在住者を優先的に雇用すること。

5) 施設の利用料金

リフトの利用料金は、次のとおり利用料を収受することができる。この料金の変更に
ついては、協議により変更可

（スキーリフト）

区分	11回券	ナイター券 (17:30 ~22:00)	午前券 (9:00~ 13:00)	午後券 (13:00 ~17:00)	1日券
大人	5,500円	3,800円	3,500円	3,500円	4,500円
小人			2,500円	2,500円	3,500円

※ 小人は、小学生以下とする。

(観光リフト)

区 分	料 金	
	片 道 券	往 復 券
大人	1,000 円	1,500 円
小人	1,000 円	1,000 円

(2) その他

1) 指定管理者が主体となって実施するイベント

榊水高原スキー場開き安全祈願祭 (12月下旬)

2) その他の団体などが行う榊水高原スキー場で指定管理者が協力する主なイベント

ア 榊水高原地蔵尊祭、フェスティバル・ディア・マスミズ 7月下旬 土曜日

《榊水フィールドステーション》

(1) 管理施設の名称、所在及び概要

名 称 榊水フィールドステーション

所在地 伯耆町大内1069番地50

敷地面積 2,526.57㎡

建築面積 629.59㎡

施設概要 建築構造 鉄骨コンクリート板張石積
2階立て

施設内容 緊急避難所、レストラン、事務所、レンタルスペース

(2) 業務の内容

1) 営業日

観光リフト期間 毎週火曜日を除く毎日

スキーリフト期間 毎日営業

2) 営業時間

午前9時00分～午後5時00分

ただしナイタースキー時は 午後5時00分～午後10時00分

(3) 管理運営業務の内容

1) 営業内容

ア 観光案内業務 周辺観光の案内、地場製品の紹介、休憩所の提供

イ 食堂業務 喫茶、食事などの提供、お土産の販売

ウ スキー用品のレンタル

スキー板、スノーボード、そり、スキーウェアのレンタル

エ その他本仕様書「2 管理運営の基本的な考え方」に該当する業務

- 2) 施設及び設備の適正な管理を行うとともに、次の保守管理を行うこと。
 浄化槽維持管理、浄化槽清掃、ボイラー、消防施設
- 3) 次の保険に加入すること。
 施設賠償責任保険（対人1名5千万円、1事故1億円、対物1事故1千万円）
 生産物賠償責任保険（対人1名2千万円、1事故5千円、対物1事故百万円）
 軽自動車保険（任意、自賠責） 1台分
- 4) 職員の配置
 ア 防火管理者
 イ 調理師
- 5) 施設の維持管理及び利用者の接遇、事故防止などについて研修を実施すること。
- 6) 従業員の雇用について
 臨時的従事者の雇用について、できるだけ地元在住者を優先的に雇用すること。

(4) 施設の利用料金

利用料金は、原則無料とするが、榊水フィールドステーション条例の目的外の利用については、次のとおり利用料を収受することができる。この料金の変更については、協議により変更可

室等名	1時間当たり利用料金
レクチャールーム	400円
展示・案内ルーム	300円
スポーツレクリエーションルーム	300円
農産物直売コーナー	300円

※ ただし、暖房期間中の午前9時から午後5時までの間については、1時間当たり300円を、午後5時以降については、1時間当たり2,100円を加算する。

5 事業報告等の事務処理について

- (1) 事業報告
 ア 会計年度終了後、30日以内に事業報告書を町長に提出すること。
 イ 施設の利用状況、管理状況を毎月15日までに報告すること。
- (2) 年度区分
 会計年度区分は4月1日から翌年3月31日とする。
- (3) 事務処理規程
 指定管理者は、経理規程など事務処理規程を策定すること。
- (4) 管理口座
 指定管理業務に係る経費及び収入は、他の事業の会計とは区分し、別な口座で管理すること。

(5) 立入検査について

町は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿などの立入検査を行うこととする。

6 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と協議し決定する。

7 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体に有利あるいは不利になる運営を行わない。
- (2) 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種要綱、規程などを作成する場合は、事前に町と協議すること。
- (4) 指定管理者は、次に該当する場合は、必要な処置を講じた後、速やかに町へ報告するとともに、町の指示に従わねばならない。
 - ① 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
 - ② 災害その他の事故により、施設などの町の財産が滅失したとき。
 - ③ 施設の利用を中止する必要があるとき。
 - ④ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。